

京都市告示第 405 号

元離宮二条城条例施行規則第1条第2項の規定に基づき、次のとおり元離宮二条城の開城時間及び受付時間を一部変更します。

平成20年2月29日

京都市長 門川 大作

1 日時

平成20年3月25日から平成20年4月19日まで

2 開城時間及び受付時間

開城時間に「午後6時から午後9時30分まで」を、受付時間に「午後6時から午後9時まで」を追加する。ただし、金曜日及び土曜日については、開城時間を午後6時から午後10時までとし、受付時間を午後6時から午後9時30分までとする。

なお、二の丸御殿の受付時間については変更しない。

(元離宮二条城事務所)